

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」をふまえ、最高管理責任者の学長が本学における不正防止対策の基本方針を次のとおり定めることとします。

## 近畿大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

平成20年12月1日制定  
平成26年 4月1日改定  
令和3年9月1日改定  
令和4年5月26日改定

### 1. 方針

近畿大学は、平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費(近畿大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程第3条に定義する競争的研究費等)の不正使用を防止するため「不正防止対策の基本方針」を策定し、基本方針を効果的及び計画的に実施することにより、適正かつ効率的な運営及び体制に努める。

### 2. 実施内容

#### (1) 研究者に対しての実施

##### ① 「確認書(誓約書)」の提出

公的研究費を執行する研究者には、公金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書(誓約書)」の提出を求め意識の向上を図る。

##### ② 公的研究費の適正な執行

研究者には、本学規程・取扱ルール及び委託元の事務処理要領等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

#### (2) 組織(機関)として実施

##### ① 機関内の責任体系の明確化

・最高管理責任者(学長)は、機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理に

ついて最終責任を負う。また、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- ・統括管理責任者（理事）は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ・コンプライアンス推進責任者（学部長・所長等）は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示の下、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努める。
- ・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

## ② 関係諸規程の見直し

公的研究費を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールの制定を行う。

## ③ 「確認書(誓約書)」の提出

競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、コンプライアンスを自覚し、関係ルールを遵守する旨の「確認書(誓約書)」の提出を求め意識の向上を図る。

## ④ 教職員及び学生等への研修会・説明会等の実施

研究者、事務職員及び競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対し、コンプライアンス教育をはじめ本学規程・ルールのより適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発を図るため、学内研修会・説明会等を積極的に実施し、全学的な意識向上を図る。

## ⑤ モニタリング及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・管理執行モニタリングやコンプライアンス教育受講管理及び理解度調査等（ヒアリング）を実施し実態把握に努める。

## ⑥ 研究費執行ガイドブックの作成

「科学研究費、受託・寄附研究費執行ガイドブック」を作成し研究者及び担当事務職員へ執行処理の統一化及び可視化を図る。

## ⑦ 適正な執行管理活動

各学部等の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、本学規程・取扱ルール及び委託先の事務処理要領等を遵守し公的研究費の適正な執行管理に努める。

## ⑧ 外部研修会等への参加

相談窓口事務職員には、適切な指示等ができるよう積極的に学外各種の研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに事務処理能力と専門性の向上を図る。

⑨ ホームページ等による学内外への公表

公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等に加え、本学における競争的研究費等の獲得状況もホームページ等により学内外に公表し周知を図る。

⑩ 内部監査の強化

監査室は、書面による定期的な監査の他、適宜、リスクアプローチ監査も考慮して各研究現場に赴き、実地監査を行う。

⑪ 組織風土形成のための啓発活動

不正を起こさせない組織風土の形成のための活動として、統括管理責任者を中心として、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画を策定し、継続的に実施することで、構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する。

### 3. 不正防止計画の推進

不正防止計画を全学的に推進する組織は、近畿大学における競争的研究費等の取扱に関する規程第5条に規定するコンプライアンス委員会が担い、各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者(学部長・所長等)と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つこととする。